

災害時における応援協力に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と社団法人大阪建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪府域において地震等により災害が発生した場合に、甲と乙が相互に協力し、迅速な応急対策等を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。

- (1) 災害時における大阪府管理道路等の応急対策業務に関すること。
- (2) 災害時における被災住宅の応急修理等に関すること。

2 前項各号の具体的内容については、別に定める。

（適用）

第3条 この協定は、平成23年3月23日から適用する。

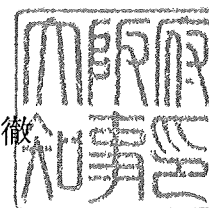
（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成23年3月23日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 橋下 徹



乙 大阪市中央区北浜東1-30
社団法人大阪建設業協会
会長 奥村 太加典



大阪府と社団法人大阪建設業協会との災害時における応援協力に関する協定第 2 条第 1 項第 1 号に定める協力事項については、以下のとおりとする。

(協定対象業務の内容)

第 1 条 この協定の対象とする業務（以下「協定業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通確保のための大規模な障害物除去作業
- (2) その他甲が必要と認める応急対策業務

(甲の責務)

第 2 条 甲は、本協定締結後、本協定の趣旨を甲の管轄する土木事務所等の長（以下「事務所長」という。）に周知させるものとする。

2 甲は、土木事務所等の連絡体制を乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに乙に報告するものとする。

(乙の責務)

第 3 条 乙は、本協定締結後、本協定の趣旨を乙の加盟会員（以下「協定会員」という。）に周知させるものとする。

2 乙は、協定会員名及び初動時の連絡先を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(協定業務の要請)

第 4 条 甲は、協定業務の必要が生じた場合、乙に対して文書で次に掲げる事項を明らかにして、協定業務に関する要請を行うこととする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請することとし、甲は後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協定業務内容
- (2) 必要とする日時、場所及び期間
- (3) 当該協定業務を管轄する事務所長
- (4) その他必要な事項

(協定業務の実施)

第 5 条 乙は、甲の要請に基づき、直ちに協定業務の実施体制等を組織し、協定業務を実施する協定会員（以下「実施会員」という。）を甲に報告するものとする。

2 実施会員は、速やかに事務所長と協議の上、協定業務を実施するものとする。

(協定業務の報告)

第 6 条 実施会員は、協定業務が完了したときは、速やかに作業内容等を文書により事務所長に報告するものとする。

(協定業務の契約)

第7条 事務所長は、実施会員が協定業務を実施した場合、速やかに協定業務の内容を精査し、建設工事請負契約書により実施会員と契約を締結するものとする。

2 前項の請負金額の額は、大阪府の予定価格以内とする。

(第三者との調整)

第8条 事務所長は、協定業務に係る物件又は道路占有物件等の所有権等を有する第三者との調整を行うものとする。

2 実施会員は、前項の調整業務に協力するものとする。

(災害発生時の情報提供等)

第9条 乙及び協定会員は、諸活動中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲及び事務所長に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(事務局)

第10条 本協定に関する事務局は、甲においては大阪府都市整備部事業管理室に、乙は社団法人大阪建設業協会事務局に置くものとする。

大阪府と社団法人大阪建設業協会との災害時における応援協力に関する協定第 2 条
第 1 項第 2 号に定める協力事項については、以下のとおりとする。

(業務の内容)

第 1 条 この協定において「災害時における被災住宅の応急修理等」(以下「応急修理等」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法第 2 3 条第 1 項第 6 号に規定する「災害にかかった住宅の応急修理」
- (2) 災害救助法施行令第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」

(名簿の提供)

第 2 条 乙は、応急修理等に係る担当者名簿及び乙に加盟する会員(以下「応急修理業者」という。)の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとする。

(協力要請)

第 3 条 甲は、応急修理等の実施にあたっては、被災後速やかに、住宅の被災状況、応急修理等の実施方針、その他必要な事項を乙に文書により連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力の実施)

第 4 条 乙は、甲の要請を受けたときは、被災後も対応可能な応急修理業者の斡旋、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理等)

第 5 条 応急修理業者は、甲の指示に従い応急修理等を行うものとする。

(費用の負担)

第 6 条 応急修理業者が前条の応急修理等に要した費用(厚生労働省が定める限度額の範囲内に限る。)は、甲が負担するものとする。

